

20. 医療費のお知らせについて

■「医療費のお知らせ」について

- ・医療機関等を受診された内容の確認や、健康管理と医療に対する関心を高めていただくことを目的とし、年1回お知らせしているものです。お知らせには、医療機関等からの請求書に基づき、受診年月・医療機関等名称・医療費の額（総額と自己負担相当額）などが記載されています。

(注) 令和8年度は令和8年1月から令和8年10月までの受診内容についてお知らせします。発送時期は、令和9年1月下旬から順次送付予定です。

(注) 亡くなられた方への医療費のお知らせの送付はありません。

「サギ」に注意！

保険料、医療費の還付金サギ事件が多発しています。

サギにあわないために

- ひとりで判断しないで、まずは相談してください。
- 不審に思ったらすぐに電話をきりましょう。
- 不審な訪問者が来た場合は、絶対にキャッシュカードや資格確認書、預金通帳などは渡さずに、すぐに110番へ通報してください。



福島県後期高齢者医療広域連合

〒960-8043 福島市中町8番2号 自治会館2階

Tel 024-528-9025(代) Fax 024-521-0254(共通)

ホームページ <https://www.fukushima-kouiki.jp/>

福島広域



この冊子は令和8年6月現在で作成しており、今後、制度の見直し等により内容が変更になる場合があります。

令和8年度版
(令和8年8月～令和9年7月)

後期高齢者 医療制度の ご案内



お医者さんにかかるときは
「マイナ保険証」または「資格確認書」
のご提示をお願いします。

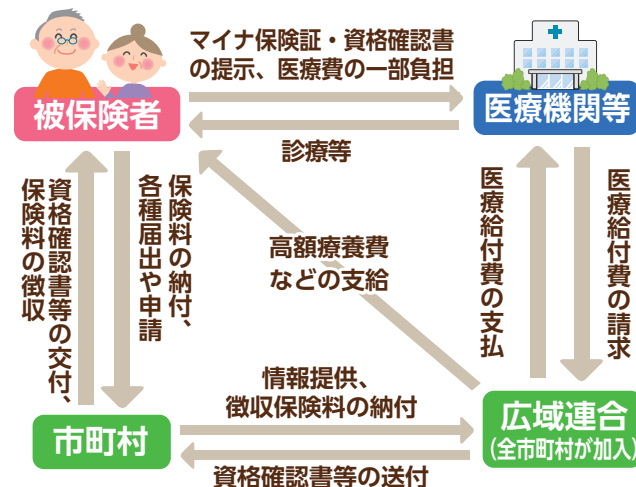


福島県後期高齢者医療広域連合

1. 後期高齢者医療制度のしくみ	1
2. 被保険者になる方	2
3. 医療機関等へのかかり方は？	3
4. マイナ保険証	4
5. 資格確認書	5
6. 医療機関等での窓口負担割合	6-9
7. 保険料	10-15
8. 医療費が高額になったときは？	16-19
9. 医療保険と介護保険の自己負担限度額が高額になったときは？	20
10. 高額な治療を長期間受ける必要があるときは？	21
11. 医療費を全額自己負担したときは？	22-23
12. 入院時の食事代等は？	24
13. 柔道整復師の施術を受けるときは？	25
14. はり・きゅう、あんま・マッサージの施術を受けるときは？	25
15. 亡くなられたときは？	26
16. 第三者の行為（交通事故等）でケガや病気をしたときは？	27
17. 健康を維持するために	28-29
18. 医療費を大切に使いましょう	30-31
19. お問い合わせ先	32-33
20. 医療費のお知らせについて	34

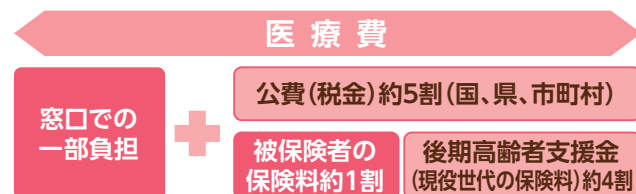
1. 後期高齢者医療制度のしくみ

福島県内の全市町村で構成する「福島県後期高齢者医療広域連合」が保険者となり、市町村と連携して運営しています。



後期高齢者医療制度の財政

医療機関の窓口でお支払いいただく自己負担額のほか、約5割を公費で、約4割を現役世代からの支援金で負担し、残り約1割を被保険者の皆さまから納付していただく保険料でまかっています。高齢者が安心して医療を受けられるように、世代を超えて支え合う仕組みです。



2. 被保険者になる方

福島県内に居住する以下の方が対象となります。

①75歳以上の方

75歳の誕生日から被保険者となります。75歳になった方は、それまで加入していた国民健康保険や被用者保険等※から自動的に後期高齢者医療制度の被保険者となるため、加入手続きは不要です。被用者保険等に加入していた方は脱退の手続きが必要になる場合があります。

②65歳から74歳までの一定の障がいがある方

(申請により、広域連合の認定を受けた方)

- ・障害年金の1・2級
- ・身体障害者手帳の1級～3級及び4級の一部
- ・精神障害者保健福祉手帳の1・2級
- ・療育手帳の重度「A」

※認定は申請により撤回できますが、過去にさかのぼっての撤回はできません。

【よくある質問と回答】

Q. 本人が75歳になると、74歳以下の配偶者の保険はどうなりますか？

A. それまで加入していた医療保険によって、以下のとおりとなります。

例1：夫婦で国民健康保険に加入している場合

⇒国民健康保険に継続加入となるため手続きは不要です。

例2：本人が会社の健康保険などに加入していて、配偶者が被扶養者である場合

⇒配偶者は会社の健康保険などから脱退となるため、国民健康保険などへの加入手続きが必要です。国民健康保険への加入については、お住まいの市町村担当窓口へお問い合わせください。

●これまで保険料を負担していなかった被用者保険等の被扶養者だった方も、75歳の誕生日を迎えた月や障がいの認定を受けた月から保険料をお支払いしていただくことになります。

※被用者保険等とは、全国健康保険協会（協会けんぽ）や、企業の健康

3. 医療機関等へのかかり方は？

医療機関等にかかるときは、マイナ保険証または資格確認書を窓口に提示してください。

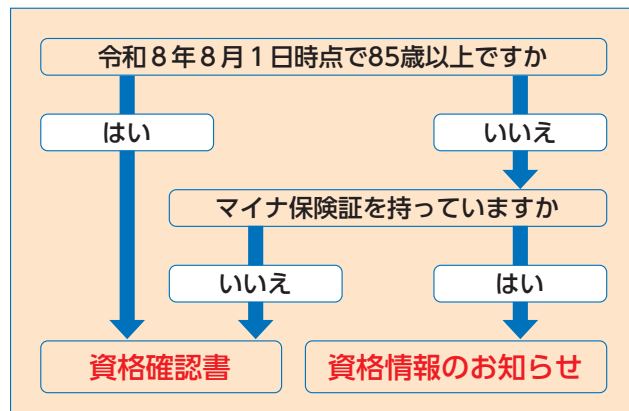
■令和8年8月から資格確認書の交付方法が変わります。

【令和8年7月31日まで】

マイナ保険証の保有状況にかかわらず、すべての被保険者に資格確認書を交付。

【令和8年8月1日～令和9年7月31日まで】

年齢やマイナ保険証の保有状況により、「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」を交付（下記フローのとおり）。



※「資格情報のお知らせ」とは

被保険者番号、氏名、負担割合など、保険資格の基本情報が記載された書面で、ご自身の資格情報を確認できるものです。



「資格情報のお知らせ」のみでは医療機関等を受診することはできませんのでご注意ください。

保険、船員保険、共済組合のことです。

4. マイナ保険証

マイナンバーカードの保険証利用登録

健康保険証としての利用登録は、医療機関・薬局の受付（カードリーダー）、セブン銀行 ATM、マイナポータルから行うことができます。

マイナ保険証のメリットは

- お薬や受診の履歴に基づいた、より良い医療が受けられます。
- 手続きなしで高額療養費の限度額を超える支払いが免除されます。
- 救急時、会話が困難な場合でも、病歴や薬剤情報が正確に伝わり、適切な応急処置や医療機関の早期選定ができます。

マイナ保険証をお持ちの方が、自分の資格情報を確認するには

資格確認書をお持ちでない方には、ご自身の被保険者資格（被保険者番号、氏名、負担割合等）を簡単に把握することができる A4サイズの「資格情報のお知らせ」を送付します。

マイナンバーカードについてのお問い合わせ

マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178

受付時間（年末年始を除く）平日9:30～20:00、土日祝9:30～17:30

■資格確認書の交付申請について

マイナ保険証をお持ちの方（資格確認書が交付されていない方）でも、以下のような方には、お住まいの市町村窓口への申請により、資格確認書を交付します。

- * マイナンバーカードを紛失した方や更新中の方
* 第三者が本人に同行して資格確認を補助する必要があるなど、マイナ保険証での受診が困難な方

5. 資格確認書

マイナ保険証をお持ちでなくても、「資格確認書」により、これまでどおり医療機関等を受診できます。

【交付対象者】

- * マイナ保険証を持っていない方
- * マイナ保険証を持っているが、マイナ保険証による受診が困難な方で申請により資格確認書の交付を希望した方
- * 令和8年8月1日時点で85歳以上の方

後期高齢者医療資格確認書

有効期限 令和 9 年 7 月 31 日

交付年月日 令和 8 年 8 月 1 日

〒
 市町村

被保険者

被保険者名

みほん

○番地

男

生 年 月 日

資格取得年月日

自費 負担 割合

自費 負担 率

指定医療区分

保険者番号

昭和○○年○○月○○日

○○年○○月○○日

○割

○○年○○月○○日

用紙の色はピンク色です

※有効期限は令和9年7月31日です。

※なくしたり、破れたりしたときは、再発行しますので、市町村窓口に申請してください。

※有効期限が切れた資格確認書は、市町村窓口にお返し
いただくか、ご自身での破棄をお願いします。

●視覚障がいをお持ちの方へ

「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」に点字シールを貼付します。希望される方は市町村の担当窓口へお申し出ください。

●臓器提供の意思表示について

マイナンバーカードの表面や資格確認書の裏面に、臓器提供の意思表示を記入することができます。記入内容を知られたくない方は保護シールがありますので、市町村の担当窓口へお申し出ください。

【臓器移植に関するお問い合わせ先】

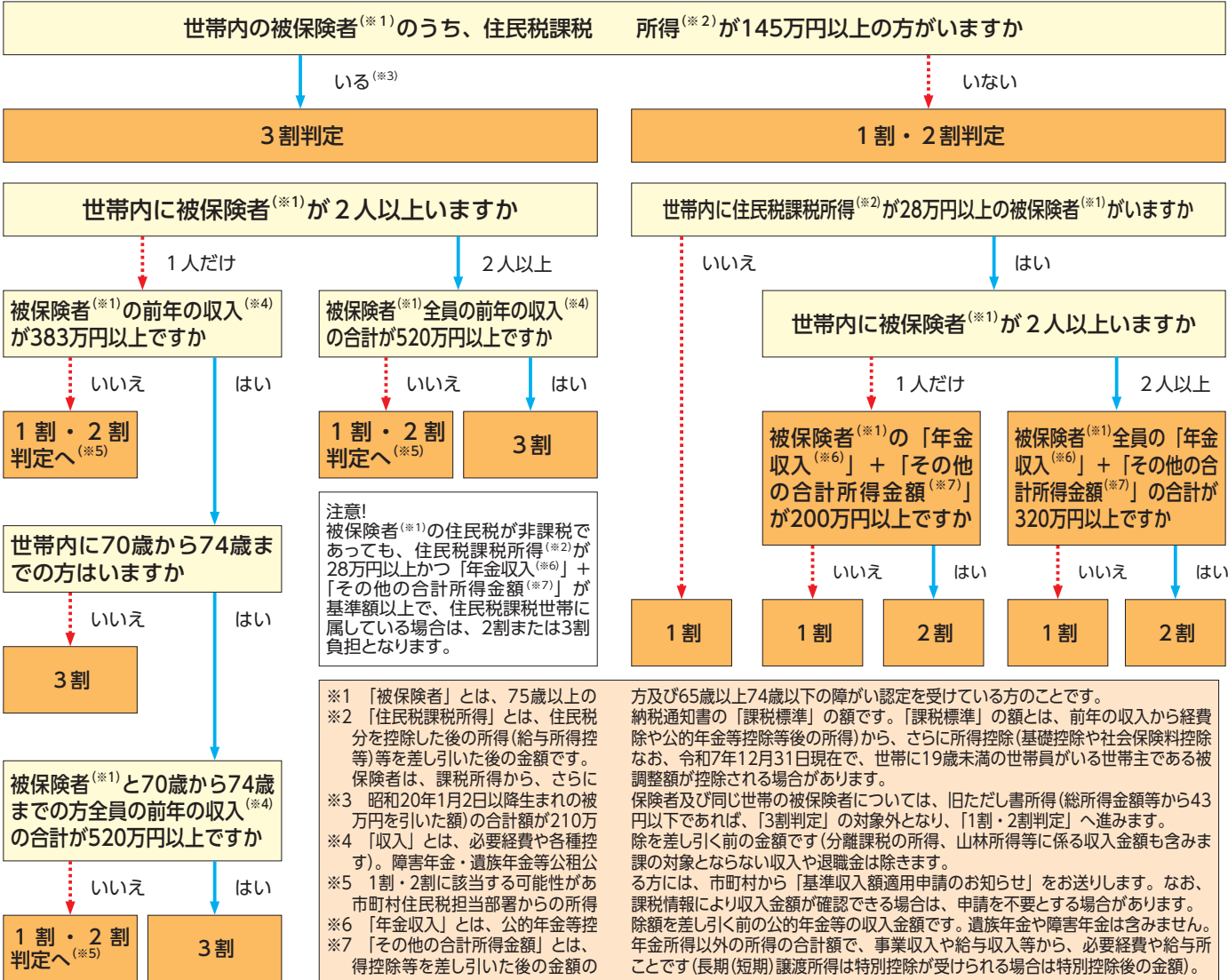
(公社) 日本臓器移植ネットワーク

フリーダイヤル：0120-78-1069

ホームページ : <https://www.jotnw.or.jp/>

6. 医療機関等での窓口負担割合(その1)

窓口負担割合 の判定方法



6. 医療機関等での窓口負担割合(その2)

窓口負担割合について

- 医療機関等での窓口負担割合は、1割、2割、3割のいずれかになります（判定方法はP6～7をご覧ください）。
- 窓口負担割合は、8月から翌年7月までを年度とし、毎年8月にその年度の住民税課税所得（前年1月から12月までの収入に係る所得）等によって判定されます。
（例）令和8年8月1日～令和9年7月31日までの窓口負担割合は、令和7年1月1日～令和7年12月31日までの所得等で判定されます。
- 窓口負担割合は世帯単位で判定されます。このため、所得が低い被保険者でも世帯内に所得が高い被保険者がいる場合は、2割または3割と判定されます。
- 住民税課税所得や収入の金額がわからない場合は、お住まいの市町村の担当窓口にお問い合わせください。
- 転居による世帯状況の変更や修正申告による所得更正等があった場合、年度途中で窓口負担割合が変更になることがあります。
- 保険外診療分については、全額自己負担になります。



6～7ページで判定した「窓口負担割合」は、住民税課税所得等によって、7つの「限度区分」に分かれます。「限度区分」ごとの自己負担限度額については、18～19ページをご覧ください。

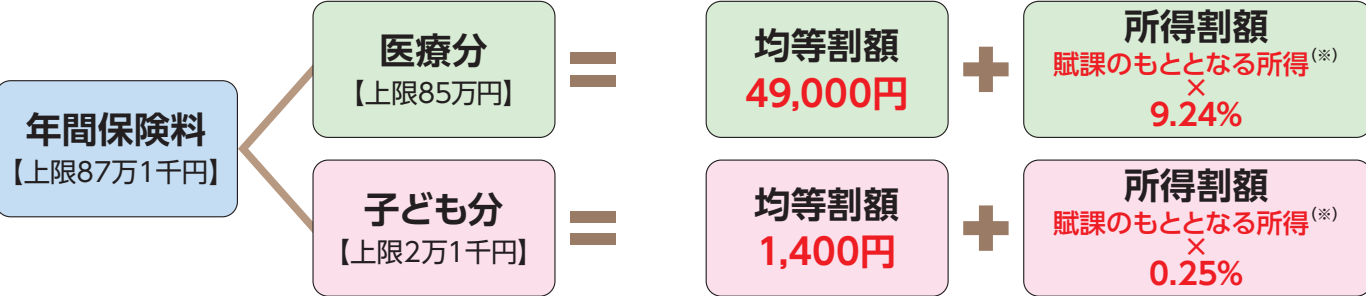
窓口負担割合	限度区分	対象となる方
3割	現役並み所得Ⅲ	住民税課税所得が690万円以上の被保険者がいる世帯の方
	現役並み所得Ⅱ	住民税課税所得が380万円以上690万円未満の被保険者がいる世帯の方
	現役並み所得Ⅰ	住民税課税所得が145万円以上380万円未満の被保険者がいる世帯の方
2割	一般Ⅱ	住民税課税世帯で、7ページの「1割・2割負担判定」が2割となった方
1割	一般Ⅰ	住民税課税世帯で、7ページの「1割・2割負担判定」が1割となった方
	区分Ⅱ	世帯の全員が住民税非課税で「区分Ⅰ」以外の方
	区分Ⅰ	世帯の全員が住民税非課税で次のいずれかに該当する方 ・世帯全員の各所得 ^(※) の合計が0円となる方 ・老齢福祉年金を受給している方
※ 年金所得は年金収入から82.65万円を控除した金額、給与所得は10万円を控除した金額		

7. 保険料(その1)

保険料の算定方法

令和8年度から子ども・子育て世代を社会全体で
が開始され、従来の保険料（医療分）に、子ども分
保険料は、被保険者全員が均等に負担する「均等
得割額」を合計した額になります。令和8年度の保

支援する仕組みとして、子ども・子育て支援金制度
が加わります。
割額」と被保険者の前年所得に応じて負担する「所
得割額」は次のとおりです。



- 「医療分」と「子ども分」に100円未満の端数があるとき
- 広域連合内（県内）では、同じ保険料率が適用されます。
- 年度の途中から資格を取得した場合は、その月分からの保
- 年度の途中で資格を喪失した場合は、その月の前月分までを負担していただきます。
- 均等割額は、世帯の所得に応じた軽減措置があります。

(※) 賦課のもととなる所得とは、前年の総所得金額、山林所得金額、の所得金額、土地・建物や株式等の譲渡所得などで特別控除後す。(ただし、雑損失の繰越控除額は控除されません。)

は、それぞれ切り捨てて合計し、「年間保険料」を算出します。
保険料を負担していただきます。
(喪失日（転出・死亡）が月末の場合はその月まで) の保険料

(P12～13をご覧ください)

他の所得と区分して計算される所得金額（退職所得以外の分離課税の金額）の合計から、基礎控除額（最大43万円）を控除した金額で

【例】 公的年金収入250万円の場合（単身で年金収入250万円 - 公的年金等控除110万円 - 基礎			入のみの例)	
			控除43万円=97万円（賦課のもととなる所得）…①	
医療分	均等割額49,000円	所得割額89,628円	(①×9.24%)	合計138,600円（100円未満切捨て）
子ども分	均等割額1,400円	所得割額2,425円	(①×0.25%)	合計3,800円（100円未満切捨て）
年間保険料	142,400円	(医療分138,600円	子ども分3,800円)	

7. 保険料（その2）

1. 均等割額の軽減

同一世帯内の被保険者と世帯主の所得に応じて 均等割額が軽減されます。

均等割額の軽減について令和8年度は下表のとおりです。

均等割額 軽減割合	同一世帯内の被保険者及び (<u>部分は年金・給与所得者の</u>	世帯主の総所得金額等の合計額 数が2人以上の場合に計算します)	軽減後の均等割額 (上段:医療分 下段:子ども分)
7割 (医療分は7.2割)	43万円 + 10万円 × (年金・給与所得者の	数 - 1) 以下	13,720円 420円
5割	43万円 + 31万円 × 被保険者数 + 10万円	× (年金・給与所得者の数 - 1) 以下	24,500円 700円
2割	43万円 + 57万円 × 被保険者数 + 10万円	× (年金・給与所得者の数 - 1) 以下	39,200円 1,120円

- 総所得金額等とは、前年の総所得金額及び山林所得金額並びに株
渡所得金額等は、所得の申告をした場合、計算の対象となりま
- 総所得金額等は基礎控除前のもので、所得割額算定にかかる
- 令和8年1月1日時点で65歳以上の方の公的年金等所得につい
円（高齢者特別控除）を差引いた額を軽減判定の所得とします。
- 年金・給与所得者の数とは、給与所得がある方（給与収入額55
8年1月1日時点で65歳以上は125万円超、65歳未満は60万
- 軽減判定は、当該年度の4月1日（新たに制度の対象になった

式・土地・建物等の譲渡所得金額等の合計額のことです（株式の譲
す）。なお、専従者控除や譲渡所得の特別控除は適用されません。
「賦課のもととなる所得金額」とは異なります。
ては、公的年金収入額から公的年金等控除額を差引きさらに15万
万円超）または、公的年金等所得がある方（公的年金収入が令和
円超）の数です。
方は資格取得時）における世帯状況により行います。

2. その他の保険料軽減・減免制度

■会社の健康保険などの被扶養者であった方への
後期高齢者医療制度加入前日において、会社の健康保険
養者であった方は、次のとおり保険料額が軽減されます。

軽減
（国民健康保険、国民健康保険組合は除きます。）などの被扶

	軽減割合
均等割額	加入から2年を経過する月まで5割軽減(※)
所得割額	当面の間、負担なし

(※)「1. 均等割額の軽減」の対象となる方は、
軽減割合の高いほうが優先されます。

■保険料の減免制度

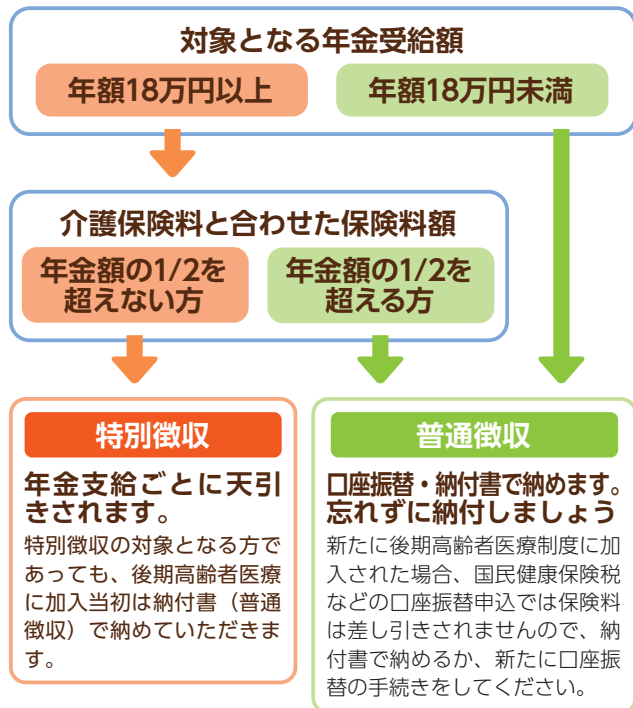
災害により住宅や家財に著しい損害を受けたときや、失
受けられる場合がありますので、お早めに市町村の担当窓

業等により収入が著しく減少したときには、保険料の減免を
口へご相談ください。

7. 保険料（その3）

保険料の納め方等

保険料の納付方法は以下になります。



特別徴収について

- 年金天引きでの納付が原則ですので、手続きは不要です。
- 新たに加入した方や住所に異動があった方、保険料が変更になった方は、一時的に普通徴収になります。
- 口座振替によるお支払いに変更することができますので、お住まいの市町村の担当窓口にお問い合わせください。

普通徴収の対象となる方の例（年金天引きの停止）

- 年度の途中で新たに後期高齢者医療制度の被保険者になった方
- 別の市町村へ引っ越した方
- 所得の申告のやり直しなど、年度途中で所得の変更があった方

●口座振替を利用しましょう

保険料を普通徴収で納付されている方については、納め忘れがなく、便利な口座振替の利用をおすすめします。

保険料を年金から差し引かれている方で、口座振替による納付をご希望の方は、市町村指定金融機関等に口座振替依頼書を提出していただき、その本人控をご持参のうえ、市町村の担当窓口で納付方法の変更をお申し出てください。

（注）口座振替の詳しい手続きについては、お住まいの市町村の担当窓口にお問い合わせください。

●保険料を滞納されると

- 連帯納付義務者（配偶者・世帯主）に納付していただく場合があります。
- 延滞金が加算される場合があります。
- 滞納処分として財産が差し押さえられる場合があります。

●保険料納付のご相談について

保険料の納付が困難な場合には、お早めにお住まいの市町村担当窓口へご相談ください。

●社会保険料控除について

保険料は住民税等の申告の際に、社会保険料控除の対象となります。詳しくは、税務署又はお住まいの市町村住民税担当窓口にお問い合わせください。

8. 医療費が高額になったときは？（その1）

自己負担限度額の適用を受けるために

被保険者の課税所得等に応じた限度区分によって、1からされており、窓口での負担を18～19ページの表の上限額を超えて支払った金額がある場合は、**申請することで高額療養**

月（1日から末日までの同一月）の自己負担限度額が決められてに抑えることができます。また、自己負担限度額を超**費として支給**されます。

限度額の適用について

マイナンバーカードと健康保険証の一体化により、「限度額適用・標準負担額減額認定証」及び「限度額適用認定証」の交付は終了していますが、次の方法により、一部負担金を上限額までに抑えることができます。

■「マイナ保険証」をお持ちの方

医療機関等の受診時に「マイナ保険証」を利用して受付することで、医療機関等ごとの窓口負担が18～19ページの自己負担限度額までとなります。

■「マイナ保険証」をお持ちでない方

医療機関等の受診時に限度区分が併記された「資格確認書」を提示することで、医療機関等ごとの窓口負担が18～19ページの自己負担限度額までとなります。

お住まいの市町村担当窓口申請することで、「資格確認書」に限度区分を併記することができます。

すでに限度区分が併記された「資格確認書」をお持ちの方には、翌年度以降、申請いただくことなく、限度区分を併記した「資格確認書」を交付します。

住民税非課税世帯の「区分Ⅰ」「区分Ⅱ」の方へ

限度区分が「区分Ⅰ・Ⅱ」に該当する方は、医療機関等の受付時に情報提供に同意することで入院時の食事代等が軽減されます。また、マイナ保険証をお持ちでない方のうち、医療機関等から限度区分の提示を求められた場合は、限度区分が記載された資格確認書を交付しますので、お住まいの市町村窓口で申請してください。

なお、区分Ⅱの方で長期入院に該当する場合は別途申請が必要で、マイナ保険証を利用している方であっても事前の申請が必要です。

高額療養費

1か月の自己負担合計額が高額になった場合、申請により次ページの表に定められた自己負担限度額を超えた分が「高額療養費」として支給されます。ただし、入院時の食事代や差額ベット代などの保険適用とならないものは対象外です。

市町村窓口で一度申請を行い、振込口座を登録すれば、次回からは自動的に限度額を超えた分が口座に振り込まれます（口座等に変更がない限り**再申請の必要はありません**）。

75歳到達月における自己負担限度額の特例

75歳到達月は、誕生日以前の医療保険と後期高齢者医療制度の自己負担限度額がそれぞれ本来の額の2分の1ずつとなります。（誕生日が月の初日の場合及び障害認定によりすでに被保険者である場合を除く。）

高額療養費の外来年間合算について

計算期間（毎年8月1日～翌年7月31日）のうち基準日*時点で自己負担割合が「1割」または「2割」の方の外来の自己負担割合額の合計が216,000円、非課税世帯では96,000円を超えた場合、その超えた額を高額療養費の外来年間合算として支給します。

*基準日は計算期間末日（7月31日）です。計算期間の途中で資格を喪失した場合は、喪失日の前日が基準日となります。

- ・計算期間のうち1か月ごとの高額療養費が支給されている場合は、外来分として支給された額を差し引いて計算します。
- ・計算期間のうち自己負担割合が「3割」であった月の自己負担額は計算対象外です。

○支給方法

計算期間に加えている医療保険が後期高齢者医療制度のみで、申請が必要となる方には、支給申請のお知らせを送付します。なお支給対象であっても過去に高額療養費の支給申請（口座登録）がお済みの方は申請不要です。

*新たに後期高齢者医療に加入した方、福島県外から転入された方など、支給申請のお知らせを送付できない場合があります。

8. 医療費が高額になったときは？(その2)

■高額療養費制度の上限額

高額療養費の見直しは令和8年度と令和9年度の2段階の表は、令和8年8月から令和9年7月までの内容省のウェブサイトをご参照ください。

階に分けて実施します。
です。令和9年8月以降の見直しについては、厚生労働

適用区分	年収目安	入院+外来【月額上限】 (世帯ごと) 《多数回該当》※1	入院+外来【年間上限】 (世帯ごと)	外来特例※4 (個人ごと)
現役並みⅢ	約1,160万円～	270,300円+1% 《140,100円》	1,680,000円	—
現役並みⅡ	約770万円～ 約1,160万円	179,100円+1% 《93,000円》	1,110,000円	—
現役並みⅠ	約370万円～ 約770万円	85,800円+1% 《44,400円》	530,000円	—
一般Ⅰ・Ⅱ	～約370万円	61,500円 《44,400円》※2	530,000円※3	月額上限22,000円 (年間上限216,000円)
住民税 非課税世帯Ⅱ	非課税	25,700円 《24,600円》	290,000円	月額上限11,000円 (年間上限96,000円)
住民税 非課税世帯Ⅰ	一定所得以下	15,700円	180,000円	8,000円

※1 「多数該当」とは、直近12か月以内に3回以上、上限額に達
※2 年収約200万円未満である者は、令和9年8月以降、多数回
※3 年収約200万円未満であることが確認できた者は、年間上限
※4 外来だけの月の上限額。さらに年間の上限額が設定され、月
受けることができます。

した場合、4回目から上限額が下がります。
該当の金額が引き下がります。(44,400円→34,500円)
額41万円を適用し、令和9年8月以降に還付になります。
ごとの自己負担額の積み重ねにより上限額に達した後は、還付を

●新たに年間の上限額が新設されました。
月ごとの自己負担額が積み上がっても、年間※の
上限額に達した後は、それ以上の医療費については、
還付を受けることができます。
※年間とは8月から翌年の7月までを指します。

★注意
高額療養費に変更が生じた場合には、別途
お知らせします。

上限額は所得等に応じて異なります。詳細は、厚
生労働省のウェブサイトをご覧ください。
今回の見直しの背景等に関するご質問などは、
厚生労働省コールセンター
フリーダイヤル0120-617-111
対応時間：月曜日～土曜日 9時～18時
(日曜・祝日・年末年始は休業)
運用期間：令和8年7月～令和9年3月



詳しくはこちらから

9. 医療保険と介護保険の自己負担
限度額が高額になったときは？

世帯内の後期高齢者医療被保険者全員で、計算期間（毎年8月1日～翌年7月31日）に支払った後期高齢者医療保険と介護保険の自己負担額の合算額が、限度額を超えた場合、申請により、その超えた額は、「高額介護合算療養費」として、後期高齢者医療制度と介護保険制度で按分してそれぞれ支給されます。

支給対象となる方には、4月頃に申請のご案内を郵送しますので、申請してください。

- ※次の場合は支給の対象になりません。
- ・後期高齢者医療保険または介護保険の自己負担額のいずれかが0円の場合
 - ・限度額を超える額が500円以下の場合

負担割合	限度区分	限度額 (世帯単位)
3割	現役並み所得Ⅲ 課税所得690万円以上	212万円
	現役並み所得Ⅱ 課税所得380万円以上	141万円
	現役並み所得Ⅰ 課税所得145万円以上	67万円
2割	一般Ⅱ	56万円
1割	一般Ⅰ	56万円
1割 住民税非課税 世帯	区分Ⅱ	31万円
	区分Ⅰ (年金収入82.65万円以下等)	19万円

10. 高額な治療を長期間受ける必要が
あるときは？

下記の特定疾病に該当する方は、「特定疾病療養受療証」を提示することにより、特定疾病の医療費等の窓口支払（自己負担限度額）が、1つの医療機関につき月額1万円までとなります（市町村窓口での申請が必要です）。

- ※マイナ保険証を利用して受診する際に、特定疾病認定情報の提供に同意することで、特定疾病療養受療証の窓口での提示は不要となります。
- ※申請により、特定疾病区分を記載した「資格確認書」の交付を受けることもできます。

厚生労働大臣が指定する特定疾病

- ・人工透析が必要な慢性腎不全
- ・先天性血液凝固因子障害の一部
- ・抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群



11. 医療費を全額自己負担したときは？

資格確認書等を持たずに診療を受けた場合など、医療費等の全額を自己負担した場合、お住まいの市町村担当窓口に応じ、広域連合で認められた部分については、自己負担（1割～3割）を除いた額が療養費として支給されます。なお、保険適用外の医療行為は対象になりません。

申請に必要なもの

◇すべての申請に共通するもの

- ・資格確認書またはマイナ保険証
- ・申請書
- ・申請者の本人確認ができる身元確認書類（マイナンバーカード、運転免許証 等）
- ・被保険者本人のマイナンバー（個人番号）が確認できる書類（マイナンバーカード、通知カード 等）
- ・口座情報が確認できるもの（通帳・キャッシュカード 等）
- ・委任状（代理人が申請や受領をする場合のみ）

以下、それぞれ必要なものをご準備ください。

◆やむを得ず資格確認書等を持たずに受診したとき

- ・領収書
- ・診療報酬明細書と同様の内容がわかる書類

◆医師の指示によりコルセット等の治療用装具を作ったとき

- ・領収書
- ・治療用装具製作指示装着証明書
- ・靴型装具については装具全体像が確認できる写真

◆骨折や捻挫などで、保険診療を取り扱っていない柔道整復師の施術を受けたとき

- ・施術内容の内訳が記載されている領収書

◆医師が必要と認めた「はり・きゅう、あんま・マッサージ」の施術を受けたとき

- ・医師の同意書
- ・施術内容の明細がわかる領収書

◆輸血のために生血代がかかったとき

- ・医師の証明書
- ・領収書

◆病気やケガのために移動が困難で、医師の指示による緊急な入院・転院で移送費がかかったとき（入院・転院があらかじめ決まっていた場合は支給対象になりません）

- ・医師の意見書
- ・領収書

◆海外渡航中に治療を受けたとき（治療目的で渡航した場合は支給されません）

- ・診療内容明細書※
- ・領収書、領収明細書※
- ・調査に関わる同意書
- ・パスポート（渡航した事実・期間の確認ができる書類）

※外国語で作成されている場合は日本語の翻訳文が必要です。

※支給の対象となるのは、日本国内で保険診療として認められる医療行為に限ります。

（注）海外療養費の支給金額について

療養費の支給金額は、「日本国内で同様の疾病等について保険給付を受けた場合にかかる治療費」と「実際に支払った金額（支給決定日時点の外国為替換算率を用いた日本円換算）」のどちらか少ない方の金額を基準に、自己負担相当額を差し引いた金額となります。

12. 入院時の食事代等は？

入院したときの食事代

次の表に定められた食事代を負担していただきます。

世帯区分			食事代(1食あたり)
現役並み所得、一般			550円
住民税非課税世帯	区分Ⅱ	90日までの入院	270円
		90日を超える入院 (過去12カ月の入院日数) ^{※1}	220円
	区分Ⅰ		130円

※1 過去12カ月の入院日数のうち、限度区分が区分Ⅱに該当する期間が90日を超えた場合、申請が必要となります。
(注) 市町村で申請をしていない場合、差額の支給ができない場合があります。

療養病床^{※1}での食事代・居住費

限度区分		食事代(1食あたり)	居住費(1日あたり)
現役並み所得、一般(下記以外の方)		550円 ^{※2}	430円
住民税非課税世帯	区分Ⅱ	270円 ^{※3}	430円
	区分Ⅰ	160円 ^{※4}	430円
	老齢福祉年金受給者	130円	0円

※1 療養病床とは、症状が安定しているが長期の療養が必要とされる、主に慢性疾患のために病院内に設けられた病床(病棟)のことです。医療保険が適用される介護型病床と介護保険が適用される介護型病床があります。
※2 管理栄養士または栄養士により栄養管理が行われているなどの一定の要件を満たす保険医療機関の場合です。それ以外の場合は510円です。
※3 医療の必要性の高い方について、当該月を含めた過去12カ月の入院日数が91日以上の場合は220円になります。75歳になられた方や転入などにより新たに被保険者になった方は、それまで加入していた医療保険加入期間も対象となります。
※4 医療の必要性の高い方については130円になります。

13. 柔道整復師の施術を受けるときは？

柔道整復師の施術には、医療保険が適用されるものと適用されないものがあります。

●医療保険を使えるのは
骨折、脱臼(緊急時以外は医師の同意が必要)、打撲および捻挫(いわゆる肉離れを含む)の施術を受けたとき。

※病院、診療所などで同じ負傷等の治療中は、施術を受けても医療保険が適用されません。
※単なる肩こり、筋肉疲労などに対する施術は、医療保険の対象外となり、全額自己負担となります。

14. はり・きゅう、あんま・マッサージの施術を受けるときは？

医療保険を使い、施術を受けるには、あらかじめ医師の発行した同意書または診断書が必要です。同意がない施術は、医療保険が適用されません。また、医療保険が適用される疾患も限られています。

●はり・きゅうで医療保険を使えるのは
神経痛、リウマチ、頸腕症候群、五十肩、腰痛症および頸椎捻挫後遺症等の慢性的な疼痛を主症とする疾患の治療を受けたとき。

●あんま・マッサージで医療保険を使えるのは
筋麻痺や関節拘縮等であって、医療上マッサージを必要とする症例について施術を受けたとき。

※病院、診療所などで同じ負傷等の治療中は、施術を受けても医療保険が適用されません。
※単に疲労回復や慰安を目的としたものや、疾病予防のための施術は医療保険の対象外となり、全額自己負担となります。
(注) 必ず領収書を発行してもらいましょう。

15. 亡くなられたときは？

被保険者が亡くなられた場合、**申請により**、葬祭を行った方に、「葬祭費」として5万円を支給します。

申請に必要なもの

- ・申請書
- ・葬祭を行った方の氏名・葬祭日の確認ができるもの（会葬礼状など）
- ・亡くなられた方の資格確認書等（返却済の場合は不要）
- ・振込先口座情報がわかるもの（通帳等）

(注) 葬祭を行った日の翌日から起算して2年を経過すると、時効により支給できませんので、ご注意ください。

(注) 被保険者が他の制度や他保険者により葬祭費に相当する給付が受けられる場合は、葬祭費の支給が受けられないときがありますので、予めご了承ください。

お願い!

亡くなられた方の資格確認書等は市町村の担当窓口へご返却ください。

「申立・誓約書」について

未支払の医療給付（入院時食事療養費・入院時生活療養費・療養費・特別療養費・移送費・高額療養費等）がある場合には、「申立・誓約書」を提出していただくことにより、法定相続人が給付を受け取ることができます。

ただし、負担割合の変更等により被保険者から後期高齢者医療広域連合に返還する金額が生じた場合、その金額を申立者（相続人）に請求し、返還いただくことになります。

16. 第三者の行為（交通事故等）でケガや病気をしたときは？

交通事故、他人のペットに咬まれた、けんか等の「第三者の行為」によるケガや病気の医療費は、加害者（相手方）が負担するものですが、被保険者の届出により、一旦、後期高齢者医療で保険診療を受けることができます。

被保険者が第三者（加害者）に対して有する損害賠償請求権のうち、後期高齢者医療が負担した保険給付分の請求権を代位取得し、第三者に請求します。

なお、医療機関を受診する際は、傷病を受けた原因（交通事故等）を受付窓口や医師に伝えてください。

(注) 交通事故の場合は、必ず警察署に届け出て、相手の「氏名」「住所」「連絡先」を確認しましょう。

※自損事故が原因による傷病であっても届出により保険診療を受けることができます。

届出に必要なもの

- ・第三者行為等による被害届
- ・同意書・交通事故証明書
- ・事故発生状況報告書 など



※市町村担当窓口で必要書類の案内をします。

また、後期高齢者医療広域連合ホームページから必要書類のダウンロードができます。

お願い!

加害者（相手方）から治療費を受け取ったり、示談を済ませたりすると、後期高齢者医療で立て替えた医療費（保険給付分）を加害者（相手方）に請求できず、被保険者に請求することになる場合があります。示談前に、市町村担当窓口にご連絡をしてください。

17. 健康を維持するために

健康診査事業

(1)健康診査

毎日を元気に過ごすために、年1回はお住まいの市町村で実施している健康診査を受けて、健康状態を確認しましょう。

□対象者：加入者全員

(ただし、施設入所、長期入院中の方を除く)

□費用：無料(年1回)

8,000円相当の検査が無料で受けられます！

□検査項目：



※⑦⑧は医師から指示があった方

□受診方法：住民票のある市町村からの案内を確認して受診してください。

□東日本大震災により避難されている方も、避難先で受診できる場合があります。

□お問合せ先：住民票のある市町村

◆健診の結果、要精密検査の判定を受けられた方は、必ず医療機関を受診してください。

◆健診結果に応じて、保健師や管理栄養士等による保健指導を受けられます。

(2)歯科口腔健康診査

歯や口の働きの衰えは、フレイル(心身虚弱)につながります。歯科口腔健診を受けて健康長寿を目指しましょう。

□対象者：令和7年(2025年)度中に75歳または80歳になられた方

□費用：無料

□検査項目：①口腔内診査(歯(義歯)の状態)

②口腔機能検査

(えん下や舌・口唇の機能)

□受診方法：対象の方には、広域連合から通知を送付しますので、一覧に載っている歯科医院を予約し、受診してください。



フレイル予防が健康寿命のキーワードです。

健康寿命を伸ばすため、フレイル予防4本柱を意識しましょう。



1 運動(身体活動)

2 栄養(食事)

- (1) 1日3食決まった時間にとりましょう。
- (2) たんぱく質は毎食しっかりとりましょう。
- (3) いろいろな食品をとり、バランスの良い食事を心がけましょう。

3 口腔(オーラルフレイル)

- (1) 食後の歯磨きを習慣付け、お口を清潔に保ちましょう。義歯の清掃もしましょう。
- (2) お口の筋肉を意識して動かしましょう。
- (3) 定期的に歯科医院で歯や口のチェックをしましょう。

4 社会参加(人とのつながり)

- (1) 1日1回外出しましょう。
- (2) 友人・知人・近所の人と交流しましょう。
- (3) 家庭で役割を担い、地域活動にも参加しましょう。

\\福島県が推す健康的な7つの生活習慣\\



18. 医療費を大切に使いましょう

ジェネリック医薬品について

■ジェネリック医薬品（後発医薬品）の活用により医療費が節約できます。

- ・ジェネリック医薬品は、先発医薬品の特許期間の終了後に、先発医薬品と同じ成分を使って製造され、効き目や安全性が確認されているお薬で、一般にお薬の価格が安価です。
- ・ジェネリック医薬品を希望される場合は、医師や薬剤師にお気軽にご相談ください。

(注) さまざまな症状に対応したものがありますが、すべての薬にジェネリック医薬品があるわけではありません。

バイオシミラーについて

■バイオシミラー（バイオ後続品）の活用により医療費が節約できます。

- ・バイオシミラーは、バイオ医薬品の特許が切れた後に、他の製薬会社から発売された薬で、特許が切れた薬と同じように使うことができます。
- ・バイオシミラーは、先行バイオ医薬品と同等、同質の品質、安全性、有効性を有する医薬品です。
- ・バイオ医薬品やバイオシミラーは、今までは治療が難しかった病気（がん治療や糖尿病治療など）への効果が期待されています。
- ・バイオシミラーは、効果や安全性はそのまま、お財布にやさしいバイオ医薬品です。

※「バイオ医薬品」とは、バイオテクノロジーを応用して生産されたタンパク質を有効成分とする医薬品のことで、がんや糖尿病治療薬などがあります。

リフィル処方箋について

■リフィル処方箋の活用により医療費が節約できます。

- ・リフィル処方箋は、症状が安定している患者で一定の要件を満たした場合に、医師が定めた期間内に最大3回まで繰り返し使用可能な処方箋です。
- ・発行の対象となるのは、症状が安定している患者のみで、薬剤師による服薬管理の下、一定期間内に処方箋の反復使用が可能と医師が判断した場合です。
- ・リフィル処方箋が適しているかの判断は医師が行いますので、まずは、かかりつけの医師にご相談ください。

福島県の後期高齢者の皆さんの医療費は
1人あたり年間約83万円です！

高齢化や医療技術の進歩等により、医療費が増加傾向にあります。

医療費が増えると、保険料の引き上げにつながり、皆さんの負担も増えてしまいます。

日頃から健康維持に努めましょう。

医療費を有効に使うためのポイント

1. かかりつけ医、かかりつけ薬局をもちましょう。
2. お医者さんのかけもちはやめましょう。
3. お薬手帳は1冊にまとめましょう。
4. 飲み残し、飲み忘れを防ぎましょう。

19. お問い合わせ先

申請や届出・各種相談は
お住まいの市町村の担当部署に
お問合せください。

(50音順) (代)は代表番号です。

	市町村名	担当部署名	電話番号
あ	会津坂下町	生 活 課	0242-84-1501
	会津美里町	健康ふくし課	0242-55-1145
	会津若松市	国 保 年 金 課	0242-39-1244
	浅 川 町	保 健 福 祉 課	0247-36-4123
	飯 舘 村	住 民 課	0244-42-1619
	石 川 町	町 民 課	0247-26-9121
	泉 崎 村	住民生活課	0248-53-2112
	猪苗代町	町民生活課	0242-62-2114
	いわき市	国 保 年 金 課	0246-22-7466
	大 熊 町	健康保険課	0240-23-7143
	大 玉 村	住民生活課	0243-24-8090
	小 野 町	町民生活課	0247-72-6933
か	鏡 石 町	税 務 町 民 課	0248-62-2112
	葛 尾 村	住民生活課	0240-29-2112
	金 山 町	保 健 福 祉 課	0241-54-5135
	川 内 村	住 民 課	0240-38-2113
	川 俣 町	保 健 福 祉 課	024-566-2111 (代)
	喜多方市	保 健 課	0241-24-5224
	北塩原村	保 健 福 祉 課	0241-23-3113
	国 見 町	ほ け ん 課	024-585-2785
	桑 折 町	税 務 住 民 課	024-582-2114
	郡 山 市	国民健康保険課	024-924-2146
さ	鮫 川 村	住民福祉課	0247-49-3112
	下 郷 町	町 民 課	0241-69-1133
	昭 和 村	総 務 課	0241-57-2115
	白 河 市	国 保 年 金 課	0248-28-5538
	新 地 町	町民生活課	0244-62-2116
	須賀川市	保険給付課	0248-88-9137
	相 馬 市	保険年金課	0244-37-2140

	市町村名	担当部署名	電話番号
た	只 見 町	保 健 福 祉 課	0241-84-7005
	伊 達 市	国 保 年 金 課	024-575-1198
	棚 倉 町	健康福祉課	0247-33-2117
	玉 川 村	健康福祉課	0247-57-4623
	田 村 市	市 民 課	0247-82-1112
	天 栄 村	住 民 課	0248-82-2119
	富 岡 町	健康づくり課	0240-22-2111 (代)
な	中 島 村	住民生活課	0248-52-2112
	浪 江 町	健康保険課	0240-34-0242
	檜 葉 町	保 健 福 祉 課	0240-23-6102
	西会津町	健康増進課	0241-45-4532
	西 郷 村	健康ほけん課	0248-25-1449
	二本松市	国 保 年 金 課	0243-55-5107
は	埴 町	健康福祉課	0247-43-2115
	磐 梯 町	町 民 課	0242-74-1215
	檜 枝 岐 村	住 民 課	0241-75-2502
	平 田 村	住 民 課	0247-55-3112
	広 野 町	健康福祉課	0240-27-2113
	福 島 市	国 保 年 金 課	024-525-3724
	双 葉 町	健康福祉課	0240-33-0131
	古 殿 町	住民税務課	0247-53-4618
ま	三 島 町	町 民 課	0241-48-5565
	南会津町	住民生活課	0241-62-6120
	南相馬市	市 民 課	0244-24-5233
	三 春 町	住 民 課	0247-62-2147
や	本 宮 市	市 民 課	0243-24-5342
	柳 津 町	町 民 課	0241-42-2118
	矢 吹 町	保 健 福 祉 課	0248-44-2300
	矢 祭 町	町民福祉課	0247-46-4573
	湯 川 村	住 民 課	0241-27-8830